みんなで投票。みんなで参加。 あなたの一票大切に。

## ☆になります! 選挙権年齢が

公職選挙法の一部改正に伴い、選挙権年齢がこれまでの「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下 げられます。(平成28年6月19日施行)

- これに伴い、施行日後に初めて行われる国政選挙から、18歳・19歳の方の投票が可能となります。
- ●7月に予定されている参議院議員通常選挙から18歳・19歳の方が新たに選挙に参加できることになります。 政治や選挙に関心を持ち、大切な一票を投票してください。

### 下野市の投票所で投票するためには

下野市の選挙人名簿(住民基本台帳に基づいて作成)に登録される必要があります。登録 は「定時登録」(3月、6月、9月、12月の1日現在で登録)のほか、選挙が行われる際の「選挙時登録」があります。 進学や就職等で他市区町村から下野市に引っ越された方は、下野市へ住民票を移してください。

#### 引っ越しをされた方は注意が必要です!

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。下野市の選挙人名簿に登録されるには、下 野市に転入届をした日から選挙の公示日の前日までに3か月以上住んでいる必要があります。3か月経ってい ない方で旧住所地に3か月以上住んでいた方は旧住所地で投票できます。旧住所地へ行けない場合は、不在者 投票という制度を活用することもできます。不在者投票は、書類のやりとりを郵送で行うため、手続きに時間 がかかりますので早めに市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

#### 若者の力を社会・政治が必要としています!

日本は少子高齢化、人口減少社会を迎えています。この状況において、日本の未来を作り担う存在である10 代にもより政治に参画してもらいたいと考えています。また、より早く選挙権を持つことにより、社会の担い 手であるという意識を若いうちから持っていただき、主体的に政治に関わる若者が増えてほしいと考えていま す。若者の投票率が低くなると、若者の声は政治に届きにくくなってしまいます。その結果、若者に向けた政 策が実現しにくくなったり、実現するのに時間を要する可能性があります。

今後は、ますます若い世代が政治に関心をもち、積極的に政治に参画することが期待されています。

あなたの投票区の投票所

を依頼します。

登録期

間

行われる選挙の投票立会人

今後

立会場所

報酬 の源泉所得税を控除 立会時間 午前8時30分~午後8時 昼にお弁当を用意します 9, 5 0 0 円 規

# ■期日前投票立会人 立会場所 期日前投票所

程の源泉所得税を控除 午前7時~午後8時 報酬 立会時間 昼と夜にお弁当を用意し 1 0, 7 0 0 円 規

申請から4年間です。 ください 合は従事していただけない ※応募者が多数となった場 こともありますのでご了承

会っていただく方です。 ■応募資格 下野市選挙人名簿に登 下野市在住の有権者

ックするため、

投票に立ち

しく行われているかをチェ

投票所で投票が公平に正

■申込方法

電話、Eメール、

市

されている方) ■当日投票立会人 補者名簿」に登録し、

らせください 日・期日前 政党の有無・立会希望 生年月日・電話番号・所属 ※申込者は「投票立会人候 ムページから住所・ ・両方)をお知 氏名·

る投票所づくりを目指し、 ■投票立会人とは? 投票立会人」を募集します。 に感じ、 政治や選挙をもっと身近 気軽に出掛けられ

票立会人は5月31日火まで 回参議院議員通常選挙の投 ■申込期限 申込者を優先します。 随時受付。 ただし、

選挙の投票立会人を募集してい ます!

∑gyousei@city.shimotsuke

広報しもつけ 2016.5

第 24